

令和6年度

4月1日からは令和6年度のステッカーが必要です！

駐輪場利用申請のご案内

受付案内

受付日	受付時間	受付場所	受付対象者
3月10日(日)	9時～15時	市役所6階 大会議室	成田市民 のみ
3月11日(月) 以降の平日	8時30分～17時	市役所2階 交通防犯課	全ての利用者
3月24日(日)	9時～正午		

利用申請に必要なもの

※持参しない場合、申請を受付できません。ご注意ください。

- ① 【自転車の場合】**車体番号**（車体に刻印された数字とアルファベットの文字列）及び**色**。
【原動機付自転車の場合】ナンバープレートの**番号**及び**車体の色**。
- ② 利用者の**住所が証明できるもの**（運転免許証、住所が記載された健康保険証等）。
- ③ 高校生の方：**在学が証明できるもの**（学校の発行する身分証明書、合格通知等）。
- ④ 中学生以下の方：**生年月日がわかるもの**（健康保険証等）
- ⑤ **駐輪場ICカード**：前年度以前に交付を受けた方は**必ず持参**してください。
- ⑥ **使用料**：下表のとおりです。 ※申請の際はつり銭の無いようにご協力をお願いいたします。
- ⑦ 委任状：同居のご家族が来られる場合を除き、代理の申請をするためには**委任状**が必要です。

年間の使用料 ※現金のみとなります

成田市民	自転車	原付
一般	3,140円	5,230円
高校生以下	1,570円	2,610円

成田市民以外の方	自転車	原付
一般	6,280円	10,470円
高校生以下	3,140円	5,230円

使用料の免除

次に該当する方は使用料が免除となります。**証明できるもの**を持参してください。

- 生活扶助を受けている世帯に属している方
- 身体障害者手帳の交付を受けている方
- 療育手帳の交付を受けている方
- 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- 母子家庭の母または父子家庭の父で、現在18歳未満の子どもを扶養している方及びその方に扶養されている18歳未満の方
- その他市長が特に必要と認める方

※**証明できるもの**を持参しない場合、通常料金での受付となりますので、ご注意ください。

※証明できるものや免除のことでわからないことがございましたら、事前にお問合せください。

利用可能な駐輪場と車種について

駐輪場名	利用区分	駐輪場位置図
JR 成田駅 東口駐輪場 (1階) ※1	原動機付自転車 (50cc 以下) ※2	
京成成田駅前 駐輪場	自転車	
JR 成田駅 西口駐輪場	自転車 原動機付自転車 (125cc 以下) ※2, ※3	
栗山駐輪場	自転車 原動機付自転車 (125cc 以下) ※2	

- ※1 JR 成田駅東口駐輪場 2階は自転車限定の無料駐輪場であるため、申請不要です。
- ※2 ミニカー及び記載の排気量を超えるバイクは駐輪できません。
- ※3 一部のスペース（ゲート内）に駐輪する原動機付自転車につきましては、50cc 以下限定とさせていただきます。

注意事項

- 利用期間は令和6年4月1日から令和7年3月31日までです。
- 申請はお一人様1台に限り、他の場所との併用もできません。
- **受付初日（3月10日）は、例年非常に混雑することから、分散申請にご協力をお願いします。**
- 申請の受付は先着順となります。収容台数に達した駐輪場は受付を終了しますので、ご了承ください。
- 利用許可後に申請内容の虚偽や重複等が発覚した場合は、利用許可取消となります。
- 購入前の自転車等を利用車両とする申込みは受付できません。
- **専門学校生**（高校課程を除く）は一般扱いとなります。
- 使用料の支払いは**現金のみ**となります。
- 駐輪場における自転車の管理はご自身の責任となります。
- 盗難防止のため、2つめのカギをつけましょう。



お問合せ先：成田市役所 交通防犯課 0476-22-1111（代表）
0476-20-1527（直通）
0476-24-2858（FAX）